

平成29年第4回定例会(平成29年12月19日)

厚生環境教育委員会委員長 (松川 章三 委員長)

去る12月11日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第97号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分ほか4件、及び『請願第2号』について、12月12日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

はじめに『議第97号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分についてであります。

まず生活保護扶助に要する経費では、生活保護費の医療扶助費が前年対比で増加となったことに伴い、予算に不足が生じる見込みとなったため追加額を計上する旨の説明がなされ、委員からは、生活保護受給者の人数等について質疑がなされ、当局からは、生活保護の受給者及び世帯数ともに、近年は横ばい傾向であるとの答弁がなされました。

次に、自立支援給付に要する経費については、事業所数及び定員数が増加し、日常生活に必要な介護支援等を必要とする利用者数の増加に伴い各給付費の追加額を計上、また、在学中の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練などを提供する「放課後等デイサービス給付費」などを追加計上している旨の説明がなされました。

委員からは、障害福祉サービス、特に「就労継続支援B型」を提供する事業者の動向や就労機会などについて、縷々質疑がなされ、当局からは、別府市には就労継続支援B型の事業所が多くあり、最近では県外の大きな事業所も参入し増加傾向にあるが、各事業所には質の高いサービスの提供がされるよう、また就労機会の拡大がなされるよう努めてまいりたいとの回答がなされ、これを了としました。

続きまして、「児童健全育成に要する経費」および「保育所入所に要する経費」では、放課後児童クラブの支援員及び保育士の経験年数に応じ、それぞれの処遇改善を図るための追加額等を計上、また「就学援助奨励に要する経費」では、平成30年度の小学校・中学校の新入学児童・生徒に対する学用品費の支給を、これまでの7月支給から入学前の3月支給に前倒しするための追加額等を、さらに、関係各課から計上された、マイナンバー整備に伴う、システム改修委託料について説明がなされ、委員からは、契約方法や契約先についても質疑がなされた次第であります。

その他の補正としましては、介護保険事業特別会計への繰出金の追加額や、国・県からの補助金・負担金の計上、また職員人件費などの減額等を計上する

ものであるとの説明がなされました。

採決におきましては、当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果全員異議なく原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第98号 平成29年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』については、歳入として特別調整交付金等の追加額を、歳出ではレセプト調査集計業務にかかる委託料を計上している旨の説明がなされました。

委員からは、レセプト調査集計業務の内容についての質疑がなされ、当局からは国保連合会へ前年度に係る特別調整交付金を再申請するための調査を委託する業務であるとの回答がなされ、これを了としました。

次に、『議第102号 平成29年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）』については、介護施設の利用者増加に伴い、介護保険給付費の増加が見込まれるため、居宅介護サービス給付費等の負担金を、また、その財源となる国・県などからの交付金を、計上している旨の説明がなされました。

採決におきましては、『議第98号』および『議第102号』のいずれも、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

予算外の議案についてですが、『議第107号 別府市手数料条例の一部改正について』の高齢者福祉課関係部分では、居宅介護支援事業者および地域密着型サービス事業者等の指定申請等に関する審査手数料を定めることに伴う条例改正を、『議第108号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、平成30年4月にグラウンドオープンする実相寺多目的グラウンドの使用料を設定すること等に伴い条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

以上予算外の2議案については、当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、『請願第2号 公的年金制度にかかわる請願』についてであります。

はじめに、本請願の意見を聞くため「加藤正信」氏を参考人として出席を求め、趣旨等の説明を求めました。

参考人より、年金受給者の実態や、今後推測される年金の減額予測、ならびに憲法25条に規定される生存権に基づく公的年金制度のあり方など詳細な説明が述べられました。

委員からは、請願内容に記載される「最低保障年金制度」を主張する根拠や、財源の裏づけ、実現可能性について縷々質疑がなされ、参考人からは、無年金者には生活保護制度は利用しづらい側面があるため、最低保障年金制度を確立することにより従来の年金受給者には比例報酬の上積みをし、無年金者に対しては最低保障年金制度での救済が望ましいとの答弁がなされました。

しかし同委員から、国が取り組む現行の年金制度の見直し等の施策を進めることが、現実的かつ有効ではないかとの意見でありました。

採決におきましては、本請願の趣旨には賛同できないとして、採択しないものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と、結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。